

高知市
こども・若者
まんなかプラン 2026

【概要版】

～みらいを創るすべての人へ～



令和8年8月
高知市

高知市こども・若者まんなかプランについて



計画策定の目的

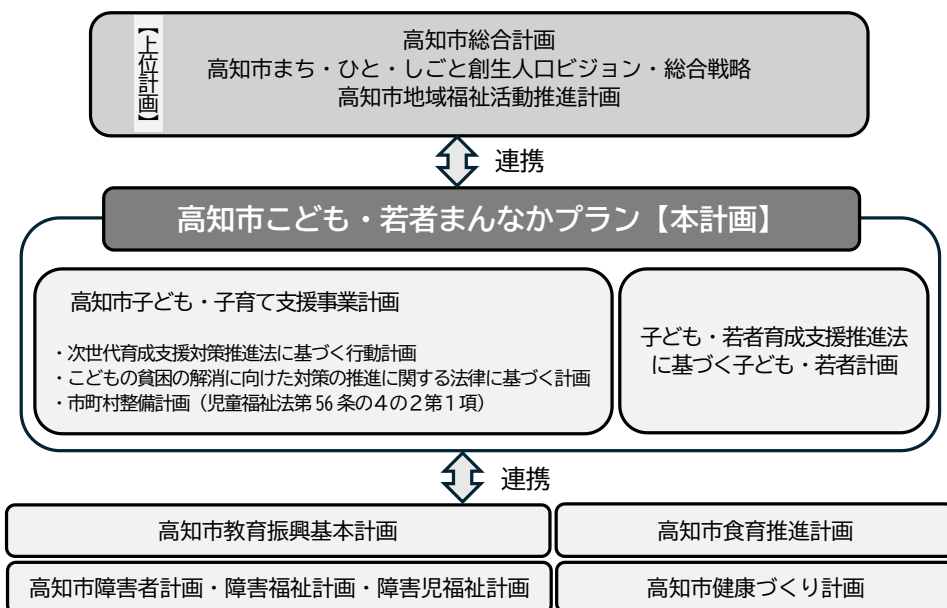
すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活ができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」を実現することを目的として、令和5年4月1日に「こども基本法」が施行されました。

こども基本法第10条において、国の「こども大綱」及び都道府県こども計画を勘案した「市町村こども計画」を策定するよう努力義務が課せられました。

本市では、すべてのこども・若者が健やかに成長し、こども・若者及び子育て世帯を地域全体で支え合えるまちづくりを目指し、令和8年度から令和11年度までを計画期間とする「高知市こども・若者まんなかプラン2026」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づくこども計画にあたり、高知市のこども・若者・子育て施策の総合計画となります。関連計画とも連携し、整合を図り策定しています。

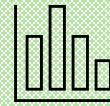


計画の対象

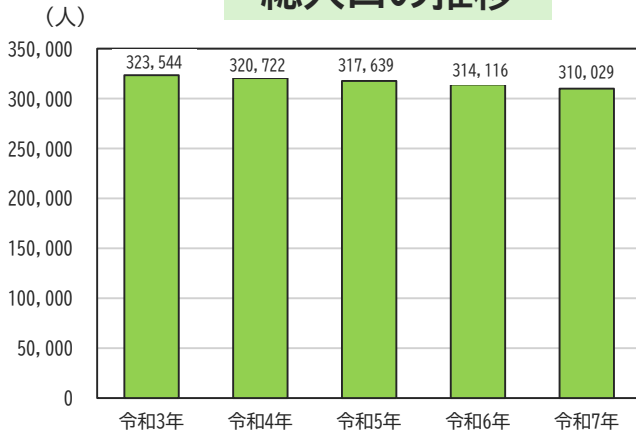
こども（0歳から概ね18歳まで）、若者（概ね18歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）及び子育て世帯（妊娠・出産期を含む。）を主たる対象とします。

※こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義しています。概ね30歳未満（施策によっては40歳未満）の「若者」を対象に含んでいます。また、施策によっては、「こども」と「若者」は重なり合う部分があります。

高知市の現状

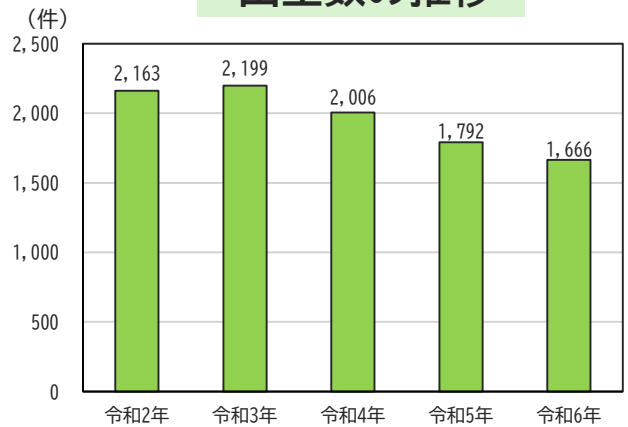


総人口の推移



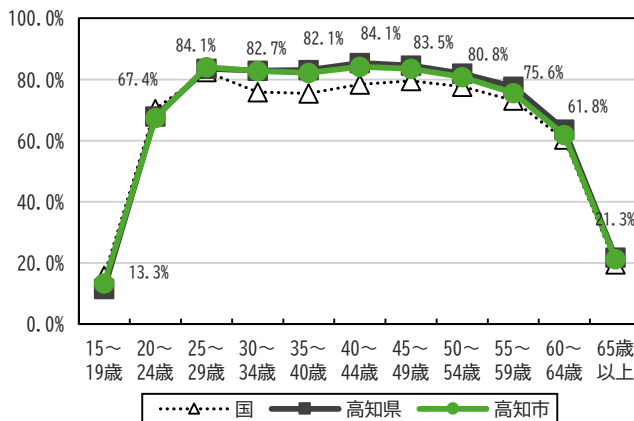
平成17年まで増加傾向にありましたが、それ以降は年々減少傾向にあり、令和2年の323,544人から、令和7年は310,029人まで減少しています。

出生数の推移



令和2年から令和3年にかけては、やや増加したものの、それ以降は減少傾向にあり、令和2年の2,163人から令和6年は1,666人まで減少しています。

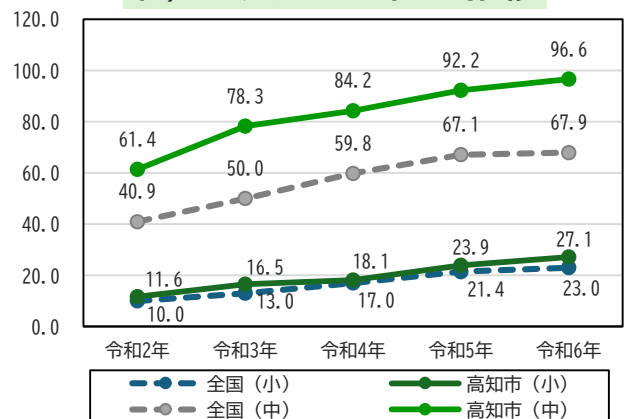
女性の就業率



国と比較すると25歳以上では全ての年代で上回っている状況です。

特に、国は結婚や出産等を要因として就業率が下がっていますが、高知市では25歳以上から59歳まで大きく減少することがない状況となっています。

不登校児童生徒数 (1,000人あたり)の推移



小学生・中学生ともに全国、高知県よりも高い状況にあります。過去5年間の推移をみると、小学生、中学生ともに増加傾向にあります。

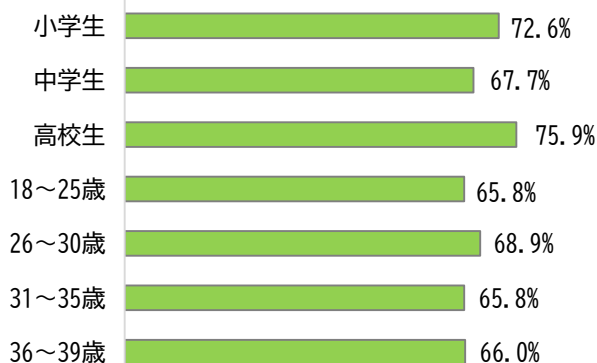
計画策定に向けた意見聴取



こども・若者へのアンケート調査の実施

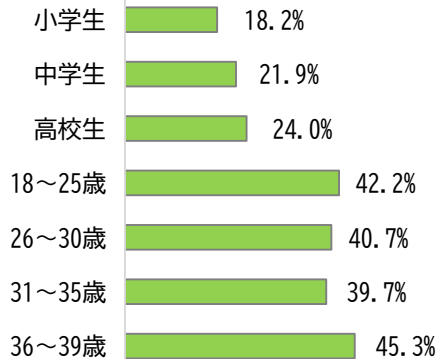
小中高生を対象にこどもアンケートを、18歳～39歳の市民に若者アンケートを実施しました。

Q. 自分のことが好きですか？



※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計です

Q. 孤独を感じることはありますか？



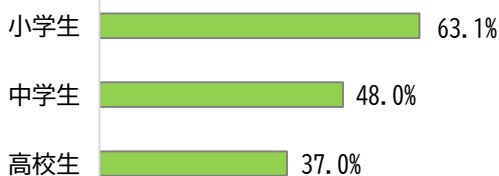
※「いつもある」「しばしばある」「ときどきある」「たまにある」の合計です

Q. 高知市のことが好きですか？



※「好き」「どちらかといえば好き」の合計です

Q. 大人になっても高知市に住みたいですか？



※「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計です

こどもワークショップの実施

小学生



中学生



高校生



小学生・中学生・高校生を対象に、市長との意見交換会を含め計5回のワークショップを実施しました。今後も継続してこどもたちからの意見聴取の機会を作っていきます。

こども・若者アンケート調査結果やこどもたちのからの意見に対する高知市の回答は[こちら](#)をご覧ください。



施策体系



本計画では、「こども・若者の今を支え、みんなで創るつながりのあるまち」という基本理念とその理念を実現していくための3つ基本方針を掲げています。

基本理念

こども・若者の今を支え、 みんなで創るつながりのあるまち

3つの基本方針

こども・若者の思いが叶えられるようにします

- ◆ こども・若者自身の体験活動や交流の場づくりを進めていきます。
- ◆ こども・若者が将来の見通しを持ち、多様な選択肢や可能性を知り、考えることができるような機会づくりに取り組みます。
- ◆ いじめ・不登校、孤独や生活貧困など、こども・若者が抱える困難について、こども・若者本人への支援のほか、学校や行政、地域が連携し、ともに取り組みます。

子育て世帯が安心とゆとりを実感できるようにします

- ◆ 妊娠前から出産、子育てのそれぞれのライフステージにおいて、切れ目のない子育て支援サービスや保育サービス等の充実に努めます。
- ◆ こども・若者一人ひとりの成長や発達、生活環境に応じて適切な支援を行います。
- ◆ 支援が必要なこども・若者やその家族に対しては、それぞれの状況に応じて、関係機関が連携し、必要な支援につなげます。

地域や社会がこども・若者を中心に考えられるようにします

- ◆ こどもや若者が地域や社会の大人に見守られ、大切にされていると実感できる社会をつくっていきます。
- ◆ あらゆる機会を通じて、広く市民や地域、企業等に、こども・若者と子育て世帯を社会全体で支えていくことの必要性を発信し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について普及・啓発に努めます。
- ◆ 地域や社会が「社会全体でこども・若者、子育て世帯を支える」という意識の醸成に取り組みます。

目標と主要な取組



高知市では、基本理念や3つの基本方針に基づいて、5つの目標を定めるとともに、目標を達成するための具体的な取組と、目標の達成度を客観的に評価するために評価指標を設定しています。

目標1 こども・若者の権利を保障し、自分らしく過ごすための支援の充実

主要な取組

こども・若者が安心して過ごせる居場所づくり

こども・若者の声を反映し、安心して自分らしく過ごせる居場所づくりに取り組みます

こども・若者の意見表明・参加の促進

こども・若者の意見を表明する権利を実現するため、意見を伝えられる機会をつくります

主な評価指標

「まちづくりや行政の取組に自分の声が反映されている」と答えた若者の割合

30%以上



目標2 こどもたちの健やかな成長への支援の充実

主要な取組

キャリア教育の推進

こどもたちが、興味のある分野や得意なことを知る体験を通じて、自身のキャリアデザインを「考え」「学ぶ」機会を設け、自ら将来を選択・決定する力を育みます

こどもの学びや体験の充実

中学生が地域の人々に学ぶ体験活動の支援を行います

主な評価指標

「大人になっても高知市に住みたい」と答えたこどもの割合

40%以上



目標3 安心して子育てができる環境の整備

主要な取組

妊娠前からの切れ目のない支援

ライフステージに応じた段階的な啓発について検討し、プレコンセプションケアの啓発を推進します
妊娠中から産後まで、医療機関や関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります

子育て支援体制の充実

すべての妊産婦・子育て世帯への一体的な相談支援体制を強化していきます



主な評価指標

「高知市は子育てをしやすい環境だと思う」と答えた割合

18～19歳：35%以上

20～29歳：40%以上

30～39歳：40%以上

目標と主要な取組



目標 4

社会的支援の必要性が高いこどもや家庭に対する支援の充実

主要な取組

児童虐待の発生予防

ヤングケアラーについて、必要な支援へ適切につなぎ、必要な支援体制を多機関協働で行うとともに、児童虐待予防の啓発活動を行い、こどもの理解を促します

障がいなど特別な支援を必要とするこどもへの支援

幼児期の健診での早期発見に努め、子ども発達支援センター等の相談支援を通じて必要な支援につなげます

主な評価指標

「悩みや不安を感じたときに相談する人はいない」と答えたこどもの割合

10%以下



目標 5

こどもまんなか・地域ぐるみの子育て支援のまちづくり

主要な取組

地域や社会の意識醸成

こども・若者に関する様々な取組について、ホームページや広報誌、SNSを使い情報発信を行います

男女ともに仕事と育児が両立しやすい環境づくり

子育て世帯が働きやすい職場づくりができるよう情報を発信し、働き方改革を実施する企業を支援します

こどもの権利についての普及・啓発

こどもだけではなく、すべての市民が「こどもの権利」を理解し、尊重することができるよう環境づくりを推進します

主な評価指標

「子育てと仕事の両立がしやすい」に対して「満足」と答えたこどもの保護者の割合

10%以上



教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保

令和7年度に子ども・子育て支援法に基づき制度化（令和8年度から全国の自治体にて実施）された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」など、市内の教育・保育や地域子ども子育て支援事業についての量の見込み（ニーズ）と、それに対する確保方策（提供体制の確保の内容とその実施時期）を推計しています。

計画の推進体制・管理体制

基本理念である「こども・若者の今を支え、みんなで創るつながりのあるまち」の実現に向けて行政をはじめ、住民、地域団体、事業所等がそれぞれの役割を分担し、連携・協力のもと、計画の推進を図ります。

また、「高知市子ども・子育て支援会議」において、毎年度、施策の進捗状況や課題について、点検・評価を行うとともに、庁内においても関係部署間の連携を図りながら、全庁的な体制で取り組みます。

こどもの権利のこと

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の



『基本の **4** つの原則』

差別の禁止

すべてのこどもはどんな理由でも差別されないこと

こどもの最善の利益

「こどもにとって最もよいこと」を第一に考えること

生命、生存及び発達に対する権利

命を守られ、成長できること

こどもの意見の尊重

意見を自由に表明し、参加できること

こどもの権利を
知っていますか？



詳しくは、公益財団法人
日本ユニセフ協会のHP
をご覧ください

計画全体版は
こちらをご覧ください



高知市子ども・若者まんなかプラン2026【概要版】

令和8年8月

編集・発行 高知市こども未来部こども政策課

〒780-8571 高知県高知市本町5丁目1-45

☎ 088-803-5067

✉ kc-280600@city.kochi.lg.jp



高知市